

## 金融円滑化にかかる基本の方針、体制の概要および実施状況

令和 7 年 5 月 1 4 日  
埼玉県信用農業協同組合連合会

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」が、最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

### 1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本の方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本の方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当会の金融円滑化管理に関する体制

(注) 1. 方針の全文については、平成 22 年 1 月 22 日に公表しております。  
2. 上記基本方針は、店頭及び当会ホームページに掲載しております。  
(ホームページアドレス <https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>)

## 2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

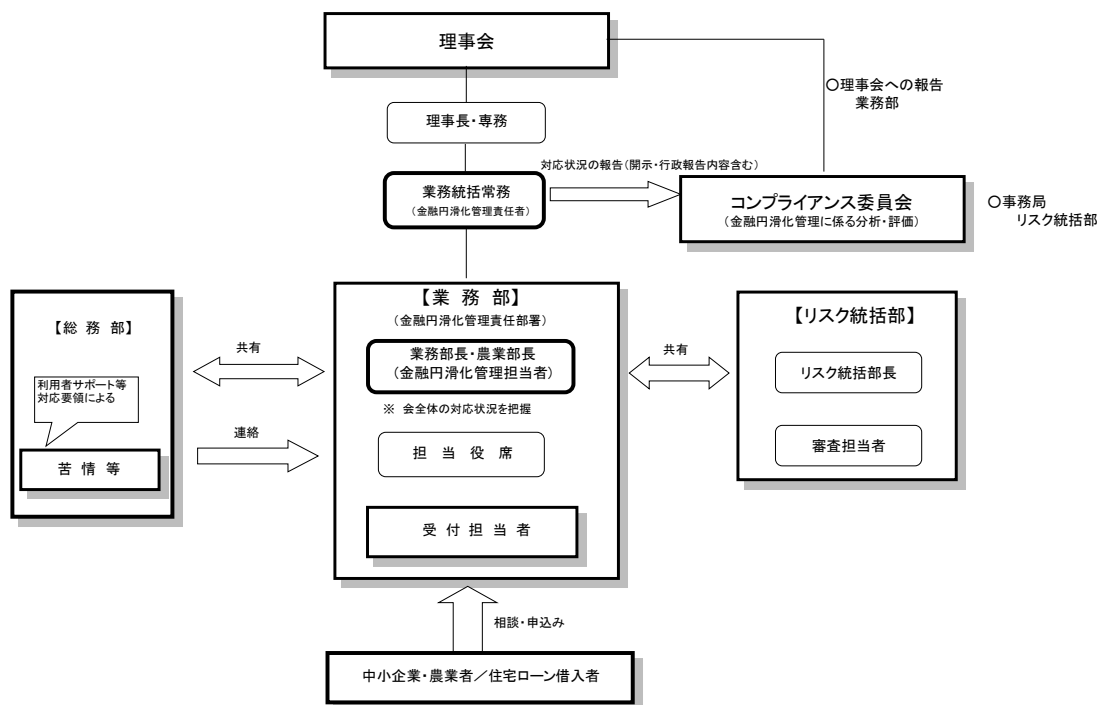
- (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 業務統括常務を「金融円滑化管理責任者」、業務部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 業務部長・農業部長を「金融円滑化管理担当者」とし、金融円滑化にかかる対応状況を把握し、「金融円滑化管理責任者」へ報告することとしております。
- (4) 金融円滑化の観点からの個別案件対応の適切性を確保するため、「金融円滑化協議会」を設置し、個別案件の協議を行うこととしております。
- (5) 業務部・農業部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

## 3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談を窓口を業務部・農業部に設置して、ご相談を承っております。
- (2) お客さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務部に受付窓口を設置しております。また、業務部・農業部で苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに総務部に連絡をし、総務部と業務部・農業部が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

## 《対応状況の把握及び苦情・相談対応の体制の概要図》

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制



### ※ お客さまのためのご相談窓口 ※

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	一般貸付 (業務部)	048-829-3590
本店	さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	農業関連貸付 (農業部)	048-829-3541

(ご相談受付時間：平日の9時から17時までとなります。)

## 4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署及び金融円滑化協議会を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 条件変更の有無に関わらず、お客さまの事業の改善・再生にかかる支援に取り組みます。

- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

## 5 貸出条件変更等の実施状況

- (1) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成 25 年 3 月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。

別表のとおり

## 「貸出条件の変更等の実施状況について」

(令和7年3月末)

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権  
(債務者が中小企業者である場合)

	令和6年3月末	令和7年3月末
	件数	件数
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	183	190
うち、実行に係る貸付債権	164	170
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0
うち、新型コロナウイルス感染症に係る貸付債権	19	20
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	30	32
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	0	0

※上記件数は、各時点における累計値

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権  
(債務者が住宅資金借入者である場合)

	令和6年3月末	令和7年3月末
	件数	件数
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	5	5
うち、実行に係る貸付債権	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0
うち、新型コロナウイルス感染症に係る貸付債権	5	5

※上記件数は、各時点における累計値